

令和6年12月25日

指名停止措置について

1 指名停止措置業者名及び所在地

指名停止措置業者名	所在地
株式会社NJS 札幌営業所	札幌市中央区北3条西3丁目1

2 指名停止期間

令和6年12月23日から令和7年3月22日（3か月間）

3 理由

市と委託契約を締結し業務完了している設計業務について、過失による粗雑な契約履行を行ったことが判明したため、名寄市競争入札参加資格者事務処理要領第2条別表第2停止要件第2項に該当することから指名停止の措置を講ずるものである。

(総務部財政課契約係)